

厚生労働省和歌山労働局発表
令和4年2月1日



担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	監督課長 渡邊 和美
	監察監督官 平井 裕弥
	電話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

建設工事現場に対して一斉監督を実施しました

～12月に集中的に実施～

厚生労働省和歌山労働局（局長 池田 真澄）では、建設業における労働災害防止を図るため、管内5か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される12月に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 89 現場
- 2 期 間 令和3年12月
- 3 実施結果 ※詳細は別紙1参照
 - (1) 監督指導を実施した89現場のうち34現場（38.2%）において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った。実施結果については、別紙1のとおり。
 - (2) 主な法違反については、
 - ア 足場や作業床から墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったものが42事業場
 - イ 安全衛生管理体制に問題があったものが23事業場であった。
 - (3) 違反が認められた34現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた6現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。
 - (4) 監督実施89現場のうち10現場（11.2%）において「工期にゆとりがない」との回答があった。

また、和歌山労働局では、年末年始無災害運動期間を迎えるに当たり、令和3年12月に和歌山県内の労働基準監督署と合同で建設工事現場の安全パトロールを実施しました。（参考資料1）

【今後の方針】

和歌山県内における令和3年の休業4日以上労働災害の12.5%は建設業で発生し、建設工事現場における死亡災害は3件発生している状況にあります。今回の一斉監督においても、4割弱の現場で労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、和歌山労働局では今後も、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、今回の一斉監督において約1割の現場で「工期にゆとりがない」と回答があったことを踏まえ、適正な工期での請負契約の締結等のため、建設業の働き方改革の促進のため「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（別紙2）により、発注者等に働きかけを行ってきたところですが、引き続き同ガイドラインに沿った取組がなされるよう普及を図ってまいります。

1 監督実施状況

工事別	監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 [対(A)]	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 [対(B)]
建築	32	19	59.4%	6	31.6%
土木	46	15	32.6%		0.0%
解体	9		0.0%		0.0%
その他	2		0.0%		0.0%
計	89	34	38.2%	6	17.6%

2 主な違反条項

違反事項類別	違反事業場数 合計		
	今年度	前年計	前年度比
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	42	44	-2
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	23	30	-7
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	6	3	+3
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	0	0	0
【労働衛生関連】 ・ アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・ 酸欠作業 ・ 有機溶剤作業	3	2	1
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	1	1	0
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	3	1	2
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	1	0	1
【その他】 上記に該当しない指導事項	22	14	8

3 発注者別工期のゆとり

			比 率	比率 (昨年)
公共工事	現 場 数	58	—	—
	内ゆとりなし	6	10.3%	16.8%
民間	現 場 数	31	—	—
	内ゆとりなし	4	12.9%	7.1%
合計	現 場 数 計	89	—	—
	ゆとりなし計	10	11.2%	10.8%

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

厚生労働省和歌山労働局発表
令和3年11月22日

【照会先】建設工事現場一斉監督について
和歌山労働局労働基準部監督課
監督課長 渡邊 和美
監察監督官 平井 裕弥
電話 073(488)1150
FAX 073(475)0113

【照会先】安全衛生パトロールについて
和歌山労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 三浦 玲
産業安全専門官 岩手 忠彦
電話 073(488)1151
FAX 073(475)0113

近畿2府4県の建設工事現場に対する一斉の監督指導と 和歌山労働局長による安全衛生パトロールを行います

- ・和歌山労働局(局長 いけだ ますみ 池田 真澄)では、重篤な労働災害につながりやすい建設業を重点業種の一つとして労働災害防止対策を推進しています。
- ・和歌山県内の建設業の死亡災害は、令和3年10月末時点で対前年同期比で2名増加の3名、死傷者数(休業4日以上)は同19人増加の111人となっており、21%の大幅増加となっています。
- ・今後、建設業では新型コロナウイルス感染者の減少による経済活動の再開にともなう着工数の増加により労働災害の増加が懸念されるところです。
- ・このような状況を踏まえ、近畿2府4県の全労働基準監督署が管内の工事現場に対して一斉に監督指導を行います。また、「年末年始無災害運動 わかやま」期間中(12月1日～1月15日)である12月3日(金)に、和歌山労働基準監督署と合同で下記の建設工事現場の安全衛生パトロールを行います(詳細は裏面のとおり)。

記

- 1 日時 令和3年12月3日(金)14:00～15:00(予定)
(予備日 令和3年12月6日(月))
- 2 場所 和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第1-1)築造工事
(〒642-0034 和歌山県海南市藤白758)

報道関係者の当日の取材をお願いします。

《取材に当たって留意いただきたい事項》

取材を希望される報道関係者は、別紙「取材申込書」で **12月1日(水)17:00まで**に健康安全課宛てFAX又はメールで申込みをお願いします。期日までにお申込みいただいていない場合には、入場をお断りする場合があります。

申し込みいただいた報道関係者におかれましては、**12月3日(金)13:50までに工事現場詰所前(別添「現場案内図」を参照)**に直接お越しください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況、気象状況、突発的な事情等により、パトロールを中止する場合には、**12月3日(金)午前9時まで**に電話でご連絡します。

(別添 1)

和歌山労働局長による安全衛生パトロール実施要領

日 時 令和3年12月3日(金)14:00~15:00(予定)
(予備日 令和3年12月6日(月))

実施者 和歌山労働局長 池田 真澄 同局労働基準部長 片野 圭介
同局健康安全課長 三浦 玲 和歌山労働基準監督署長 井上 剛宏 他

パトロール現場

施工者 若築建設株式会社

工事名 和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第1-1)築造工事

場 所 和歌山県海南市藤代 地先

集合場所(別添「現場案内図」を参照ください。)

和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第1-1)築造工事現場詰所前

タイムスケジュール(予定)

14:00 局長挨拶、工事概要説明

14:15 現場内全般をパトロール

15:00 講評

《注意事項及びお願い》

- ・工事現場へ入場の際は、**長袖、長ズボン**の着用をお願いします。
- ・ヘルメット、救命胴衣をお持ちの方におかれましては、ご持参をお願いします。
- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者からの許可のない場所には、近づかないようにしてください。
- ・工事関係者から許可のない場所は撮影を行わないようお願いします。

令和3年12月3日(金) 建築工事現場の安全衛生パトロール

事業場名 若築建設株式会社

和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第1-1)築造工事

場所 和歌山県海南市藤白地先



